

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◇条例 鳥取県会委員会条例

◇県会規則

鳥取県会会議規則

条 令

鳥取県会委員会条例をここに公布する。

昭和三十一年九月十九日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県条例第三十二号

鳥取県会委員会条例

（常任委員会の設置）

第一条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員会の名称、委員定数及び所管）

第二条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の通りとする。

総務教育常任委員会 十名

知事公室、総務部、教育委員会に関する事項及び他の常任委員会の所管に属しない事項

厚生労働警察常任委員会 十名

民生労働部、衛生部、警察本部に関する事項

経済常任委員会 十名

経済部に関する事項

土木常任委員会 十名

土木部に関する事項

（特別委員会の設置）

第三条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

（委員の選任及び辞任）

第四条 常任委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議にはかつて指名する。

2 議長は、常任委員の申し出があるときは、会議にはかつて当該委員の常任委員会の所属を変更することができる。

3 議長は、特別委員の申し出があるときは、会議にはかつて当該委員の辞任を許可することができる。

(委員長及び副委員長)

第五条 常任委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長一人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第六条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めて、その互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(委員長の秩序保持、議事整理権)

第七条 委員長は、委員会の秩序を保持し、議事を整理する。

(委員長の職務代行)

第八条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長にともに事故があるときは、仮委員長を委員会において互選し、委員長の職務を行わせる。

3 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(委員長、副委員長の辞任)

第九条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(招集)

第十条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(会議定足数)

第十一条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第十三条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥の

ため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第十二条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができる。

(委員長及び委員の除斥)

第十三条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱)

第十四条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第十五条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

(出席説明の要求)

第十六条 委員会は、審査又は調査のため、知事、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、地方労働委員会の委員長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため、議長を経て、出席を求めることができる。

(議事妨害及び離席の禁止)

第十七条 何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 委員は、会議中みだりに離席してはならない。

(秩序保持に関する措置)

第十八条 委員会において地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、会議規則又はこの条例に違反し、その

他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、

これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会を終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができ。

(公聴会開催の手続)

第十九条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、あらかじめその日時、場所、及び意見を聴こうとする案件を議長に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けたときは、議長は、その旨を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第二十条 公聴会に出席し意見を述べようとする者は、文書で、あらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第二十一条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対し、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第二十二条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲をこえてはならない。

3 公述人の発言がその範囲をこえ、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第二十三条 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。(代理人又は文書による意見の陳述)

第二十四条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(記録)

第二十五条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を調製させ、委員長の指名した委員二名とともにこれに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(会議規則との関係)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、委員会に關しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

県 会 規 則

鳥取県会議規則をここに公布する。

昭和三十一年九月十九日

鳥取県会議長 木 島 公 之

鳥取県会議規則第一号

鳥取県会議規則

第一章 総 則

(参集)

第一条 議員は、招集日の午前十時までに議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

2 議長は、特に必要があると認めるときは、別に参集時刻を定めることができる。

(欠席の届出)

2 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。

(宿所又は連絡所の届出)

3 議員は、招集地に宿所又は連絡所を定め、議長に届け出なければならぬ。これを変更したときも、また同様とする。

(所属会派の届出)

4 議員は、その所属会派を議長に届け出なければならぬ。これを変更したときも、また同様とする。

(議席)

5 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議にはかつて議席を変更することができる。

4 議席には番号を付ける。

5 会議中議員の称呼は、その議席の番号をとる。

(会期)

6 会期は、おおむね次の通りとし、会期の始めに議会の議決で定める。

一定例会

十日

二 通常予算を審議する定例会

三十日

三 臨時会

五日

2 会期は、招集の日から起算する。

(会期の延長)

7 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

8 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の閉閉)

9 議会の閉閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

10 会議時間は、午前十時から午後五時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議にはかつて会議時間を変更することができる。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会)

11 日曜日及び休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会することができる。

3 議会の議決があつたとき、又は議長が特に緊急の必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

(会議の開閉)

12 開議、散会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前、又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(出席催告)

13 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第百十三条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員、又は招集地における議員の宿所若しくは連絡所に文書又は口頭をもつて行う。

(県会運営委員会)

14 会議の円滑な運行をはかるため、県会運営委員会を設ける。

2 県会運営委員会に関する規定は、議会の議決で別に定める。

第二章 議案及び動議

(議案の提出)

15 議員が、議案を提出しようとするときは、その案を具え、法第百十二条第二項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署して、あらかじめ議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第十六条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第十七条 動議(修正の動議を含む。)は、法において特別の規定がある場合を除くほか、他に一人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第十八条 修正の動議は、その案を具え、発議者及び賛成者が連署して、あらかじめ議長に提出しなければならない。ただし、緊急若しくは簡単な事項で議長の許可を得た場合はこの限りでない。

(先決動議の表決順序)

第十九条 他の事件に先だつて表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員二人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議にはかつて決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第二十条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正

しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者の全員から請求しなければならない。

第三章 議事日程

(日程の作成)

第二十一条 議事日程は、議長が定める。

(日程の宣告)

第二十二条 議長は、会議の始めにその日の議事日程を宣告し、会議の終りに次日の議事日程を予告しなければならない。

(日程の変更)

第二十三条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議にはかつて、議事日程を変更することができる。

第四章 選挙

(選挙の宣告)

第二十四条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(投票用紙の配付及び投票箱の点検)

第二十五条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配付させた後、配付漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第二十六条 議員は、順次、投票を備え付の投票箱に入する。

(投票の終了)

第二十七条 議長は、投票が終つたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第二十八条 議長は、開票を宣告した後、二人以上の立

会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から会議にはかつて指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第二十九条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙に関する疑義)

第三十条 選挙に関する疑義は、議長が会議にはかつて決める。

(選挙関係書類の保存)

第三十一条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類と併せてこれを保存しなければならない。

第五章 議事

(議題の宣告)

第三十二条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第三十三条 議長は、必要があると認めるときは、二件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員二人以上から異議があるときは、討論を用いしないで会議にはかつて決める。

(議案等の朗読)

第三十四条 議長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第三十五条 会議に付する事件は、第八十三条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会に付託し、又は議会の議決で特別委員会に付託する。

2 提出者の説明又は委員会の付託は、議会の議決で省

略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第三十六条 委員会に付託した事件は、委員長の報告をまつて議題とする。

(修正案を議題とする時期)

第三十七条 委員長の報告が終つたとき、又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案を議題とする。

(委員長報告等に対する質疑)

第三十八条 議員は、委員長及び修正案の提出者に対し、質疑をすることができる。

(討論及び表決)

第三十九条 議長は、前条の質疑が終つたときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第四十条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査期限)

第四十一条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。

2 前項の期限内に審査又は調査を終ることができないときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

(委員会の中間報告)

第四十二条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。

(再審査のための付託)

第四十三条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第四十四条 中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、

前の議事を継続する。

第六章 発言

(発言の場所)

第四十五条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の通告及び順序)

第四十六条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、緊急若しくは簡単な事項で議長の許可を得た場合は、この限りでない。

2 発言通告書には、質問及び質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が定める。

4 通告した者が欠席したとき、又は発言の順位に当つ

ても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第四十七条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終つた後でなければ発言を求めることができない。

2 通告しない者が発言しようとするときは、「議長」と呼び、議席の番号を告げ、議長の許可を得なければならぬ。

3 二人以上発言を求めたときは、議長は、先発言者と認めた者を指名する。

(討論の方法)

第四十八条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第四十九条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終つた後、議長席に復さな

ければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第五十条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

(発言時間の制限)

第五十一条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限につき出席議員二人以上から異議があるときは、議長は、討論を用い不得で会議にはかつて決める。

(議事進行に関する発言)

第五十二条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならぬ。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第五十三条 中止又は休憩のため、発言が終らなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(発言の取消又は訂正)

第五十四条 発言した議員は、その会期中に限り議会の許可を得て発言を取消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(質疑又は討論の終結)

第五十五条 質疑又は討論が尽きたと認めるときは、議長は、その終結を宣告する。

2 前項の宣告につき出席議員二人以上から異議があるときは、議長は、討論を用い不得で会議にはかつて決める。

3 質疑が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑終結の動議を提出することができる。

4 賛否各二人以上の発言があつた後、又は甲方が二人以上発言して乙方に発言の要求者がないときは、議員は、討論終結の動議を提出することができる。

5 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用い不得で会議にはかつて決める。

(質問)

第五十六条 議員は、県の一般事務につき、議長の許可を得て、一般質問をすることができる。

2 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、議長の許可を得て緊急質問をすることができる。

3 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(選挙及び表決時の発言制限)

第五十七条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(議長への通知)

第五十八条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等を議長に通知しなければならない。

(会議中の委員会の禁止)

第五十九条 委員会は、議会の会議中は開くことができない。

(委員の発言)

第六十条 委員は、発言しようとするときは、「委員長」と呼び、委員長の許可を得なければならない。

(委員外議員の発言)

第六十一条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。委員でない議員から発言の申出があつたときも、また同様とする。

(委員の議案修正)

第六十二条 委員は、修正案を發議しようとするときは、

その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。ただし、緊急若しくは簡単な事項で委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(分科会又は小委員会)

第六十三条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

2 分科会又は小委員会に関する事項は、委員会が決める。

(連合審査会)

第六十四条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(証入出頭又は記録提出の要求)

第六十五条 委員会は、法第百条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務の調査)

第六十六条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(委員の派遣)

第六十七条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その期日、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(閉会中の継続審査)

第六十八条 委員会が閉会中もお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

(委員長報告)

第六十九条 委員長は、委員会における審査又は調査の経過及び結果を議会に報告しなければならない。

第八章 表 決

(表決議題の宣告)

第七十条 議長は、表決をしようとするときは、その議題を會議に宣告する。

(起立による表決)

第七十一条 議長が表決をしようとするときは、議題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長は、記名又は無記名の投票で表決をとななければならない。

(投票による表決)

第七十二条 議長が必要があるとき、又は出席議員二人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 前項の場合において、同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第七十三条 記名投票を行う場合には、議題を可とするものは所定の白票を、議題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第七十四条 無記名投票を行う場合には、議題を可とする者は賛成と、否とするものは反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

(投票の効力)

第七十五条 無記名投票による表決において、賛否が明らかでない投票及び他事を記載した投票は否とみなす。

(選挙規定の準用)

第七十六条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第二十五条(投票用紙の配付及び投票箱の点検)第二十六条(投票)(第二十七条(投票の終了))第二十八条(開票及び投票の効力)第二十九条第一項(選挙結果の報告)第三十条(選挙に関する疑義)及び第三十一条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第七十七条 議員は、自己の表決の訂正を求めることはできない。

(簡易表決)

第七十八条 議長は、議題について異議の有無を会議にかねることができ。

2 異議がないと認めるときは、議長は可決の旨を宣言する。ただし、議長の宣告に対し出席議員二人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第七十九条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長は、原案に最も遠いと認めるものから順次表決をとる。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第九章 請願

(請願書の記載事項)

第八十条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 請願書の提出は、平穩になされなければならない。

(請願を付議する議会)

第八十一条 請願は、受理後最も近い期日に招集せられる定例会に付議する。ただし、緊急を要すると認められる請願は、臨時会に付議することができる。

(請願文書表)

第八十二条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配付する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、受理月日、所管部門名、件名及び要旨、請願者の住所及び氏名(法

人の場合にはその名称及び代表者の氏名)並びに紹介議員の氏名を記載する。

(請願の委員会付託)

第八十三条 議長は、請願文書表の配付とともに、請願を所管の委員会に付託する。ただし、議会の議決で、委員会の付託を省略することができる。

2 請願の内容が二以上の委員会の所管に属する場合は、二以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(請願の審査)

第八十四条 委員会に付託した請願は、委員長の審査報告をまつて採択、不採択を決める。ただし、委員会の付託を省略した請願については、直ちに採択、不採択を決める。

(陳情書の処理)

第八十五条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第十二章 規 律

(秩序及び品位の尊重)

第九十三条 議員は、議会の秩序及び品位を重んじなければならぬ。

(携帯品)

第九十四条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病氣その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第九十五条 何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席の禁止)

第九十六条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第九十七条 何人も、議場において喫煙してはならない。
(新聞等の閲読禁止)

第十章 秘 密 会

(指定者以外の退場)

第八十六条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を退場させなければならない。

(秘密の保持)

第八十七条 秘密会の議事の記録は公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第十一章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第八十八条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞職は、議会に報告し、討論を用いなくて会議にはかつてその可否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の会議に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第八十九条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、議員の辞職について準用する。

(資格決定の要求)

第九十条 法第二百二十七条第一項の規定により、議員の被選挙権の有無について議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第九十一条 前条の要求については、議会は、第三十五条第二項(説明又は委員会付託の省略)の規定にかかわらず、委員会の付託を省略することができない。

(決定の通知)

第九十二条 被選挙権の有無を決定したときは、議長は、その結果を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に通知しなければならない。

第九十八条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(許可のない登壇の禁止)

第九十九条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登つてはならない。

(議長の秩序保持権)

第一百条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長が必要と認めるときは、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

第十三章 懲 罰

(懲罰動議の提出)

第一百一条 懲罰の動議は、文書をもつて発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して三日以内に提出しなければならない。ただし、第八十七条第二項(秘密の保持)の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰の審査)

第二百二条 懲罰については、議会は、第三十五条第二項

(説明又は委員会付託の省略)の規定にかかわらず、委員会の付託を省略することができない。

(戒告又は陳謝の案文)

第二百三条 戒告又は陳謝は、議会の定める案文によつて行うものとする。

(出席停止の期間)

第二百四条 出席停止は、五日をこえることができない。

ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合、又はすでに出席を停止された者についてその停止期間中に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第二百五条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したとは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(除名が成立しないときの措置)

第二百六条 除名について法第三十五条第三項の規定による同意が得られなかつた場合は、議会は、他の懲罰

を科することができる。

(懲罰の宣告)

第二百七条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第十四章 会議録

(会議録の記載事項)

第二百八条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- 二 開議、散会、中止及び休憩の日時
- 三 出席及び欠席議員の氏名
- 四 職務のため議場に出席した事務局職員の氏名
- 五 説明のため出席した者の職氏名
- 六 議事日程
- 七 議長の報告事項
- 八 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- 九 委員長の報告事項
- 十 会議に付した事件
- 十一 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

十二 選挙の経過

十三 議事の経過

十四 記名投票における賛否の氏名

十五 その他議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は速記法によつて速記する。

(会議録の配付)

第二百九条 会議録は、印刷し、議員及び関係者に配付する。

(会議録に掲載しない事項)

第一百十条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消を命じた発言及び第五十四条(発言の取消又は訂正)の規定により取消した発言は掲載しない。

(会議録署名者)

第一百一十一条 会議録に署名する議員は、二人とし、会期の始めに議長が指名する。

第十五章 補則

(会議規則の疑義に関する措置)

第一百十二条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、

異議があるときは、会議にはかつて決める。

付則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 鳥取県会議規則(昭和二十二年六月鳥取県会告示第五号)は、廃止する。